

# 定額減税、不足分に追加給付

## 24年に子誕生・住宅取得など

2024年に政府が物価高対策として始めた定額減税は、25年にも給付が続く場合がある。所得税では、確定申告などで24年分の所得が決まった後、必要な減税額が引き切れたかどうか分かる。引き切れなかったケースには、今年6月以降に「不足額給付」が支給される。24年に子どもが生まれた人や住宅ローンで家を買った人などが対象になる可能性がある。

「少し遅れた出産祝いのような」。東京都在住の会社員Aさん(35)は話す。Aさん、妻(33)、長男(3)の3人世帯に昨年8月、待望の長女が生まれた。長女の誕生を機に、住まいのある自治体から今年6月以降、3万円の給付があることが最近分かった。

定額減税は24年だけに限った減税策で、1人当たり所得税で3万円、住民税で1万円の計4万円を減らす。扶養親族がいれば、家族の減税分をまとめて受け取れた。扶養親族は生計が一緒に、合計所得金額が48万円(給与年収では103万円)以下が要件。扶養親族が配偶者と子2人の4人家族なら、減税額は所得税12万円(3万円×4人)、住民税4万円(1万円×4人)の計16万円だ。

減税は段階的に実施されている。会社員の場合、まず、昨年6月以降の給料などから天引きされる税額が減った。所得税は昨年中に終了し、住民税は今年5月に原則として終わる。税額よりも減税額の方が多く、減税分が引き切れない場合には「当初給付」として昨年7月以降、各自治体が給付金を支給した。

ただし所得税の場合、減税対象となる24年分の税額は、24年1月から12月までの所得に応じて、24年末の年末調整や25年の確定申告で決まる。このため「減税し切れない正確な金額が判明するのは今年になってから」(税理士の藤曲武美氏)となる。年末調整や確定申告後、減税し切れない金額が確定した後、当初給付分を差し引いた金額を「不足額給付」として25年に給付する仕組みだ。

以降通知が来る。内容を確認して返信すれば、年後半に指定の銀行口座に振り込まれる見込みだ。

では、どんなケースが25年の不足額給付の対象になるのか。まず、24年中に子どもが生まれ、減税額が増える場合が当てはまる可能性がある。

例えば23、24年の給与年収が約400万円、所得税額は6万円だったケース。所得税の定額減税額は、23年末の家族構成で推計する。夫婦と子ども1人なら9万円(3万円×3人)だ。税額6万円に対して減税額は9万円のため、減税し切れない金額が3万円発生。昨年の当初給付は3万円になる。ところが24年中に子どもが生まれ、4人家族になれば所得税の定

額減税は12万円(3万円×4人)必要だ。一方、所得税額は6万円なので、減税し切れない金額は最終的に6万円。このうち3万円は既に当初給付として支給されたため、不足額給付は3万円となる。

転職、休業などで昨年の収入が一昨年よりも減った場合も対象になりやすい。

千葉県在住のBさん(30歳)は24年中に勤めていた会社を辞め、現在は求職活動中だ。Bさんの23年の給与年収は350万円あり、所得税額は5万円だった。妻(27)のパート年収は80万円で扶養親族の要件を満たす。2人世帯なので、所得税の定額減税は6万円(3万円×2人)で、減税し切れない金額が1万円あり、当初給付を1万円受け取った。ところが離職により、年末に確定した24年給与収入

は約200万円に減った。妻のパート年収は23年並みだった。24年の所得税額は約7000円となり、所得税の定額減税で減税し切れない金額は実際は5万3000円。調整給付は1万円単位で給付する決まりなので、実際の調整給付は6万円必要。当初給付1万円を引いた5万円が不足額給付となる計算だ。

住宅ローンを組んで住宅を購入した人も不足額給付の対象になりそう。神奈川県在住の会社員Cさん(42)もそのケース。妻(40)、長男(12)、次男(10)の4人家族。給与年収は23年、24年とも500万円。妻はパート年収が80万円だ。

昨年は調整給付の当初給付を2万円受け取った。4人家族の定額減税は所得税12万円(3万円×4人)。一方、推定所得税額は10万円だったため、減税し切れない金額が2万円発生したためだ。ただし、Cさんは24年春、親の

援助と住宅ローンで住宅を購入し、確定申告して住宅ローン控除を受ける予定だ。住宅ローン控除は年末のローン残高の0.7%を税額から差し引く仕組み。計算すると、所得税では10万円の税額控除ができる。その結果、Cさんの所得税額はゼロになる。

所得税額が本来ゼロなら、減税分を差し引ける税額がなかったことになる。このため、10万円分の減税額が引き切れていないことになり、その分は不足額給付として支給される。

不足額給付は主に所得税の減税が対象だ。住民税の減税は「不足額給付が発生しにくい仕組みだ」(ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士)。住民税では減税対象の24年度(24年6月～25年5月)の税額が23年の所得金額を基に決まり、家族構成も23年末で確定する。「減税額は住民税の方が少なく、減税し切れない金額が生じる例は所得税より少ない。金額が2万円発生したためだ。ただし、Cさんは24年春、親の

## 住民税分、25年度に減税も

住民税の定額減税は原則、2024年度(24年6月～25年5月)で終わる。ただ例外的に、25年度(25年6月～26年5月)に減税が実施される場合がある。「本人の所得金額が100万円(給与年収では119.5万円)を超180.5万円(同200.0万円)以下」「配偶者の所得金額が48万円(給与年収では103万円)以下」の2要件を満たす人が対象だ。金額は配偶者分の減税額1万円だ。

このケースでは本人の所得が多く、一定年収以下の配偶者がいても、配偶者控除の対象にならない。自治体による対象者の把握が困難だったため、25年度に一律で減税する。原則、該当者が自分で手続きする必要はない。個人事業主の配偶者で、年収100万円以下の場合には、25年に不足額給付の対象となる。例えば青果店を営む夫を手伝う妻などが該当する。この場合、妻は事業専従者なので、ルール上、夫の扶養親族とされず、夫の定額減税の対象にならない。妻本人も年収100万円以下で所得税、住民税の課税対象でないため、定額減税を受けられない。

ただ、これでは不公平だと妻の減税分(合計4万円)は不足額給付の対象となった。該当者は自治体に申請するか、自治体からの通知に返信すれば手続きできる場合がある。どちらかは自治体に確認したい。(後藤直久)

### 定額減税と調整給付

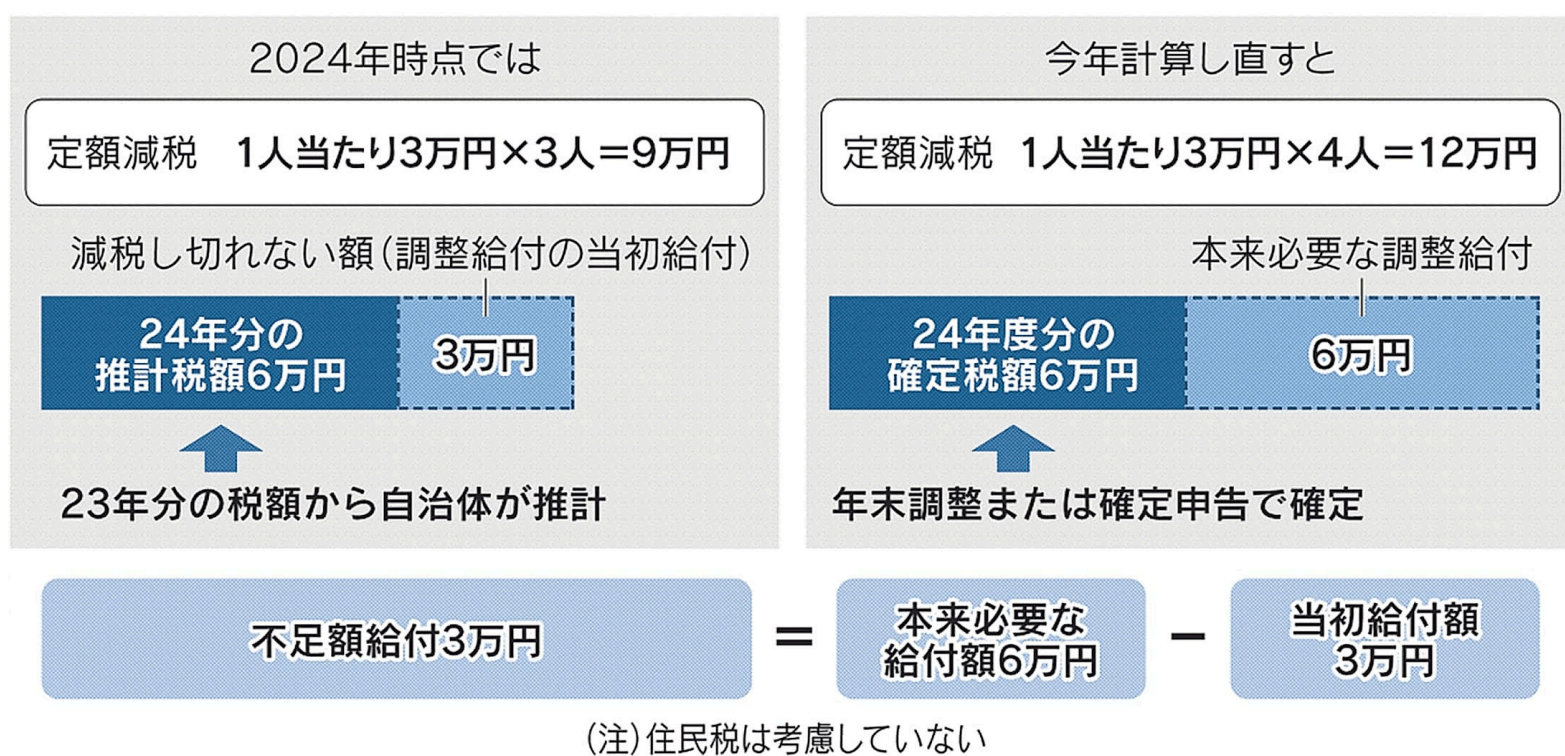
	金額	対象者	実施時期	事務
定額減税のみ	1人当たり4万円 (所得税分3万円・ 住民税分1万円)	減税額を税額から引き切れる人	所得税 2024年 住民税 24年6月～ 25年5月	企業が対応
定額減税+調整給付※(当初給付)		減税額を税額から引き切れない人	当初給付は24年	調整給付は自治体が対応
調整給付※(不足額給付)	調整給付必要額-当初給付額(主に所得税分)	調整給付が不足する人	25年6月以降	

※調整給付は1万円単位に切り上げ

### 調整給付の不足額給付の例

#### 2024年に子が生まれた

ケース 2023年には本人、配偶者、子の3人だった世帯に24年に子が生まれ、減税対象者が4人に。本人の給与年収は23年、24年とも400万円で、所得税額はいずれも6万円



#### 2024年から住宅ローン控除の適用を開始

ケース 減税対象者は本人、配偶者、子2人。本人の給与年収は2023年、24年ともに500万円、所得税額は23年は10万円。24年に住宅を購入し、住宅ローン控除を利用。24年の所得税額はゼロ

